

認定こども園・私立幼稚園・小規模保育施設 入園案内（令和6年4月入園用）



施設名	施設区分	住所	電話番号
かほくあいこども園	認定こども園	谷地字霊堂 399-1	85-0536
ひなのこども園	認定こども園	谷地字月山堂 1344	85-1721
ひかり幼稚園	認定こども園	谷地乙 98	72-2560
河北幼稚園	私立幼稚園	谷地字所岡 46-1	72-3449
ちびっこ園	小規模保育施設	谷地中央五丁目 3-2	72-7630
チャイルド 第二ホーム	小規模保育施設	谷地字真木 81-3	72-6680
チャイルドホーム	小規模保育施設	谷地中央四丁目 4-14	72-7666



河北町健康福祉課 子育て支援室 子育て支援係

電話：0237-73-2111（内線：125）

E-mail：jidou@town.kahoku.yamagata.jp

目 次

1	保育の必要性の認定	P 1
2	入園申込みの要件	P 1
3	申込み期間・申込み先	P 2
4	申込みに必要な書類	P 2～3
5	入園の決定	P 3
6	保育時間等	P 4～6
7	注意事項	P 7
8	その他	P 7
◇	入園までの手続き・スケジュール	...	P 8
◇	保育料（利用者負担額）	P 9
◇	実費徴収等	P 10～12
◇	幼児教育・保育の無償化について	...	P 13
◇	保育料（利用者負担額）の試算方法	..	P 14

1 保育の必要性の認定（教育・保育給付認定）

平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」に基づいて、子育て支援の充実や質の向上を総合的に進めていく「子ども・子育て支援新制度」が、平成27年4月からスタートしました。新制度では認定こども園などを利用する場合に、次の3つの認定区分による認定（教育・保育給付認定）を受ける必要があります。この認定を受けるための申請は、入園申込みと併せて行います。認定を受けることにより、それに応じた施設の利用が可能になります。

認定区分	年齢区分	給付内容	利用時間	利用可能な施設区分
1号認定	満3歳以上	教育標準時間	標準4時間	○認定こども園（※） ○河北幼稚園（給付対象幼稚園）
2号認定	満3歳以上	保育短時間	最長8時間	○認定こども園（※） ○保育所（町内なし）
		保育標準時間	最長11時間	
3号認定	満3歳未満	保育短時間	最長8時間	○認定こども園（※） ○ちびっこ園（地域型保育） ○チャイルド第二ホーム（地域型保育） ○チャイルドホーム（地域型保育） ○保育所（町内なし）
		保育標準時間	最長11時間	

※ 認定こども園：かほくあいこども園、ひなのこども園、ひかり幼稚園

2 入園申込みの要件

保護者・児童が河北町に居住し、住民登録をしていること

※ 2・3号認定（保育所部）を申請する方

対象児童の父、母ともに、保育を必要とする事由のいずれかに該当することが必要です。
なお、就労については月64時間以上の勤務が必要です。

※ 1号認定（幼稚園部）を申請する方

2・3号認定（保育所部）のような認定基準はありませんが、保育所部とは利用時間などが異なりますので、ご確認のうえ申込みください。

※ 「河北町へ転入を予定している方」の申込みも受付けます。ただし、家を新築予定等、転入の確実性の証明ができる場合に限りです。その場合、別紙、誓約書に契約書等の写しを添付してください。詳しくは、健康福祉課子育て支援係までお問い合わせください。なお、入園時に住民登録が確認できない場合は、入園決定を取消します。

3 申込み期間・申込み先

(1) 申込み期間

令和5年9月11日（月）～10月10日（火）

（河北幼稚園のみ 令和5年9月11日（月）～10月31日（火））

(2) 申込み先

2・3号認定（保育所部）を申請する方：河北町役場健康福祉課子育て支援係
（役場1階5番窓口）

1号認定（幼稚園部）を申請する方：各施設

(3) 募集人数 … 広報「かほく」9月1日号と河北町ホームページに掲載しています。

4 申込みに必要な書類

(1) 教育・保育給付認定申請書（施設型給付費・地域型保育給付費）

(2) 入園申込書

(3) 健康状況申告書

※(1)～(3)はいずれも子ども1人につき、それぞれ1部提出してください。

(4) 保育が必要であることを証明する書類（父母それぞれ/下記①～⑨のいずれか）

※同居している65歳未満（R6.4.1 現在）の祖父母がいる場合は、その方の分も必要です。

※1号認定（幼稚園部）を申請する方は必要ありません。

保育を必要とする事由	提出書類 (証明日が9月1日以降のもの)
①就労（64時間/月以上）	○就労証明書
②妊娠、出産	○母子健康手帳（写）
③保護者の疾病、障がい	○医師の診断書 ○身体障害者手帳（写） ○療育手帳（写） ○精神障害者保健福祉手帳（写） *上記の内いずれか
④同居家族の介護・看護	○介護・看護申立書
⑤災害復旧	○り災証明書等
⑥求職活動	○求職活動申立書 ○求職カード（写）または雇用保険受給者証（写） *両方とも提出
⑦就学	○在学証明書または学生証（写） ○時間割等スケジュールのわかるもの *両方とも提出
⑧虐待やDVのおそれ	○配偶者からの暴力被害者の保護に関する証明書等

⑨上記以外	○子育て支援係にご相談ください。
-------	------------------

(5) 障がい者であることを証明する書類（※該当する場合のみ）

同居家族または入園希望のお子さん本人が身体障害者手帳、療育手帳、特別児童扶養手当証書、精神障害者保健福祉手帳、障害基礎年金証書のいずれかを交付されている場合は、その写しの添付が必要です。（保育料算定の資料として）

(6) 市町村民税額の閲覧にかかる同意書、又は市区町村民税額のわかる書類（※該当する方のみ）

令和5年1月1日において河北町に住民登録をしていない方においては、保育料算定のため、個人番号を利用して市町村民税額の照会を行います（税額の照会は町で行います）。町で事務手続きを行うにあたり、同意書をご提出ください。

個人番号を利用し課税情報を照会することを希望しない方は、市町村民税額（令和5年度）の分かる書類（所得課税証明書等。下記参照）をご提出ください。なお、**単身赴任等で河北町に住民登録がない方も同様に、同意書または市町村民税額の分かる書類が必要になります。**

個人番号を利用し税額情報を照会することを希望しない場合は、次のいずれかの書類を提出してください。

- ◇令和5年1月1日の住所地の市区町村が発行した「令和5年度（令和4年分）の市区町村民税課税証明書」
- ◇勤務先から配付された「令和5年度（令和4年分）市区町村民税特別徴収税額通知書」
- ◇「令和5年度（令和4年分）市区町村民税納税通知書」

5 入園の決定

入園の決定は各施設が行いますが、2号・3号認定の場合、保育の必要性の高い順に町で利用調整を行います。（優先度の基準は、「河北町保育施設等利用調整に関する事務取扱要綱」に基づいています。）入園の基準に該当しない場合や申込者多数の場合は、ご希望に添えない場合がありますので、あらかじめご了承ください。また、4月以降も育休中である方よりも4月から就労する方のほうが保育の必要性が高くなることを、あらかじめご了承ください。1号認定については、申込者多数の場合、各園で定める方法（抽選等）により入園を決定します。抽選が必要な場合、申込み受付期間終了後、抽選日等をお知らせします。なお、認定こども園において幼稚園部への申込みが定員を下回る場合、余った枠を保育所部へ移行しますのでご了承ください。

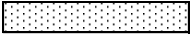


6 保育時間等

認定区分ごとの利用内容は下表のとおりです。認定区分（1号、2号、3号の別）と保育量の区分（保育標準時間、保育短時間の別）は、後日お送りする支給認定証に記載いたしますのでご確認ください。なお、施設により保育時間が異なります。

また、各園では、お子さんが集団保育に徐々に慣れるために、入園から数日間は短い時間で保育する「ならし保育」を実施しています。詳しい内容は、各園にご確認ください。

かほくあいこども園・ひなのこども園共通（認定こども園）

		7:30	8:30	12:30	16:30	18:30	19:00
1号認定(教育標準時間):4時間		(利用不可)	通常保育	預かり保育	(利用不可)		
2号認定	保育短時間:8時間	早朝保育	通常保育	通常保育	夕方保育	延長保育	
	保育標準時間:11時間		通常保育	通常保育		延長保育	
3号認定	保育短時間:8時間	早朝保育	通常保育	通常保育	夕方保育	延長保育	
	保育標準時間:11時間		通常保育	通常保育		延長保育	

(適用)		… 保育料で対応
		… 実費徴収で対応(1号認定の預かり保育は、条件により無償化の対象になります)
		… 無償

※ 土曜保育

土曜保育を利用する場合、土曜日就労の就労証明書の提出が必要です。（入園申込み時に提出いただいたものとは別です。）保育時間は、月曜日～金曜日と同様です。

※ 休日保育（原則、日曜日・祝日は休園日となります。）

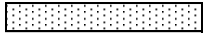


認定こども園では日曜日、祝日に有料で保育を行います。休日就労の就労証明書の提出が必要です。保育時間は8:30～17:00です。

※ 預かり保育についての詳細は、P13をご覧ください。

※ 幼稚園部を希望の方は、通常保育は12:30までですが、その後も午後4時30分まで預かり保育をご利用いただくことを原則としています。

ひかり幼稚園（認定こども園）

		7:30	8:30	14:00	16:30	18:30
1号認定(教育標準時間)		早朝保育	通常保育	預かり保育		
2号認定	保育短時間:8時間	早朝保育	通常保育	夕方保育		
	保育標準時間:11時間	通常保育				
3号認定	保育短時間:8時間	早朝保育	通常保育	夕方保育		
	保育標準時間:11時間	通常保育				

(適用)	{		… 保育料で対応
			… 実費徴収で対応(1号認定の預かり保育は、条件により無償化の対象になります)
			… 無償

※ 土曜保育



土曜保育を利用する場合、就労証明書の提出が必要です。(入園申込み時に提出いただいたものとは別です。) 保育時間は、月曜日～金曜日と同様です。

※ 日曜日・祝日は休園日となります。

※ 預かり保育についての詳細は、P 13をご覧ください。

河北幼稚園（1号認定のみ）

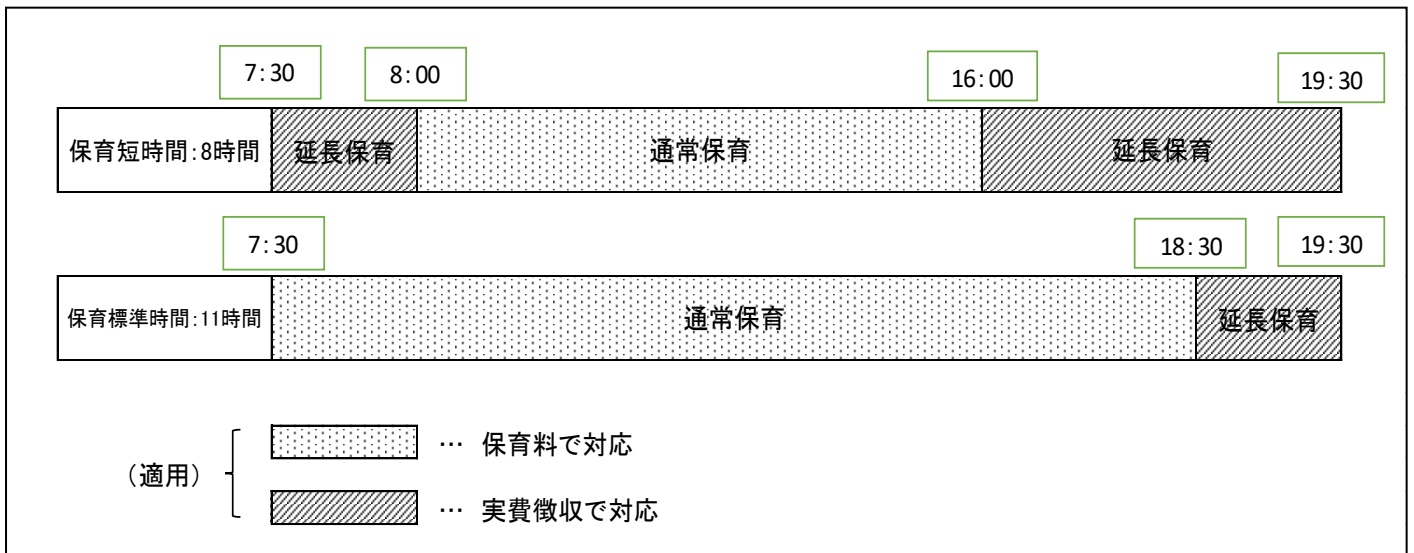
(月～金曜日)		7:00	9:00	15:00	18:30
1号認定(教育標準時間)		自由登園	通常保育	預かり保育	
(第1・3・5土曜日)		7:00	11:00	18:30	
1号認定(教育標準時間)		自由登園	預かり保育		
(第2・4土曜日)		7:00	18:30		
1号認定(教育標準時間)		預かり保育			

(適用)	{		… 実費徴収で対応(預かり保育は、条件により無償化の対象になります)
			… 無償

※ 日曜日・祝日は休園日となります。

※ 預かり保育についての詳細は、P 13をご覧ください。

ちびっこ園（3号認定のみ）



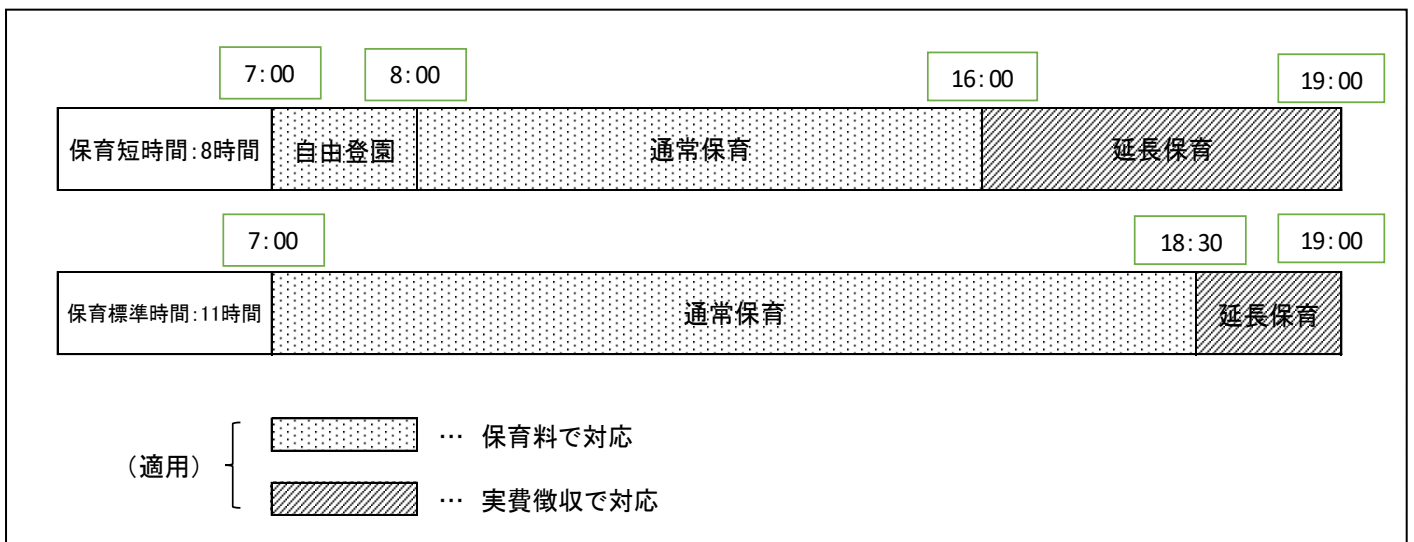
※ 土曜保育

土曜保育を利用する場合、土曜日就労の就労証明書の提出が必要です。（入園申込み時に提出いただいたものとは別です。）保育時間は、月曜日～金曜日と同様です。

※ 休日保育（原則、日曜日・祝日は休園日となります。）

希望者のみ有料で保育を行います。保育時間は7：30～17：30です。

チャイルド第二ホーム・チャイルドホーム（3号認定のみ）



※ 土曜保育

土曜保育を利用する場合、土曜日就労の就労証明書の提出が必要です。（入園申込み時に提出いただいたものとは別です。）保育時間は、月曜日～金曜日と同様です。

※ 日曜日・祝日は休園日となります。

7 注意事項

- (1) 住所、家族構成等の変更があった場合は、速やかに各園へ「入園事項変更申立書」を提出してください。また、保護者の勤務先が変更になった場合や保育を必要とする理由が変更になった場合は各証明書を提出してください。なお、保育量の区分（保育標準時間、保育短時間）の変更については、就労証明書等を提出された翌月から反映になりますので、ご注意ください。
- (2) 長期で園を利用しない場合でも、退園手続きをとらない限り、保育料は通常どおり発生します。（ただし退園した場合、ご希望どおり再入園できない場合があります。）
- (3) 退園する予定がある場合、速やかに各園に連絡し、退園手続きをとってください。さかのぼっての退園手続きはできませんので、ご注意ください。
- (4) 現在入所中の方が他の施設に入園申し込みをした場合、希望通り入所できなかったとしても、現在の枠を他の必要な方に譲るとみなし、入所している施設に戻ることを保証することができませんので、ご注意ください。
- (5) 入園を予約することはできませんので、年度途中から入園希望の場合、空きがあれば入園可能となります。

8 その他

申請に必要な書類の一部は河北町ホームページからもダウンロードできます。また、入園の申込みや認定申請について、ご相談を受け付けます。相談を希望される場合は、事前にご連絡くださるようお願いいたします。

◇ 入園までの手続き・スケジュール

申込み

令和5年9月11日（月）～10月10日（火）

（※河北幼稚園については10月31日（火）まで）

期間内に①～④を提出します。申込み先は2ページに記載のとおりです。

- ①教育・保育給付認定申請書（施設型給付費・地域型保育給付費）、②入園申込書、
③入園希望児の健康についてのお尋ね、④就労証明書等の添付書類

※認定こども園幼稚園部、河北幼稚園へ入園を申し込まれる方は④は不要です。

利用調整・選考

令和5年10月中旬～11月中旬

※2号・3号認定の場合、保育の必要性の度合いを総合的に判断し、優先度の高い児童から各施設の受入可能数の範囲内で入園者を選考します。利用調整により第2希望、第3希望の施設をご案内させていただく場合があります。その場合は個別に連絡します。

※1号認定の場合、希望者多数のときは抽選となる場合があります。抽選となる場合は個別に連絡します。

入園決定

令和5年11月下旬～12月上旬ごろ

選考結果を通知します。

オリエンテーション

令和6年1月中旬～2月ごろ

施設ごとに実施します。

併せて健康診断、面接を実施します。開催日等は園から通知します。

※健康診断等の結果、入園について相談させていただく場合もありますので、あらかじめご了承ください。

※河北幼稚園、ひかり幼稚園、ちびっこ園、チャイルド第二ホーム、チャイルドホームは入園後に健康診断を実施します。

入園

令和6年4月

◇ 令和5年度 町の保育料（利用者負担額）

【保育認定（0歳児～2歳児）】

階層区分		利用者負担額（円）		
		標準時間	短時間	
1	生活保護世帯	0	0	
2	町民税非課税世帯	0	0	
3	町民税均等割のみ課税世帯	0	0	
4	町民税 所得割額	1円以上 48,600円未満	0	
5		48,600円以上 97,000円未満	0	
6		97,000円以上 169,000円未満	35,600	35,100
7		169,000円以上 301,000円未満	48,800	48,000
8		301,000円以上 397,000円未満	64,000	63,000
9		397,000円以上	67,200	64,800

【負担軽減】

- 小学校就学前の範囲で、特定教育・保育施設などを同時に利用する最年長の子どもから順に2人目は上記の半額になります。
- 子どもが3人以上いる世帯では、最年長の子どもから順に3人目以降は無料になります。

【その他の事項】

- 令和元年10月より、3歳以上児は保育料が無料になりました。
- 令和3年4月より、第3子以降の子どもの保育料が無料になりました。
- 第3、4、5階層の保育料は、令和3年9月より、「山形県保育料無償化に向けた段階的負担軽減」により無料になっています。
- 利用者負担額（保育料）算定にかかる市町村民税の額は、寄付金税額控除、外国税額控除、配当割・株式譲渡所得割控除、配当控除、住宅借入金控除を適用する前の金額です。
- 利用者負担額の算定は、4月～8月は前年度分、9月～3月は当年度分の町民税額で算定します。

◇ 実費徴収等（主なもの）

※現時点での予定の金額です。今後、金額が変わる場合は各園よりお知らせします。

かほくあいこども園

項目	1号認定	2号認定		3号認定	
		短時間	標準時間	短時間	標準時間
預かり保育	4,000 円/月				
早朝保育		1,000 円/月		1,000 円/月	
夕方保育		2,000 円/月		2,000 円/月	
延長保育		200 円/日			
休日保育		1,000 円（4 時間未満利用） 2,000 円（4 時間以上利用）		1,500 円（4 時間未満利用） 3,000 円（4 時間以上利用）	
給食費	600 円/月（主食） 4,500 円/月（副食）				
園外活動費	400 円/月				
通園バス利用料金	1,000 円/月（片道利用） 2,000 円/月（往復利用）				

※ 別途、年齢に応じて教材費の負担が必要になります。

ひなのこども園

項目	1号認定	2号認定		3号認定	
		短時間	標準時間	短時間	標準時間
預かり保育	4,000 円/月				
早朝保育		1,000 円/月		1,000 円/月	
夕方保育		2,000 円/月		2,000 円/月	
延長保育		200 円/日			
休日保育		1,000 円（4 時間未満利用） 2,000 円（4 時間以上利用）		1,500 円（4 時間未満利用） 3,000 円（4 時間以上利用）	
給食費	600 円/月（主食） 4,700 円/月（副食）				
園外活動費	400 円/月				
通園バス利用料金	1,000 円/月（片道利用） 2,000 円/月（往復利用）				

※ 別途、年齢に応じて教材費の負担が必要になります。

ひかり幼稚園（認定こども園）

項目	1号認定	2号認定		3号認定	
		短時間	標準時間	短時間	標準時間
入園料	10,000円（入園時）				
預かり保育 （14:00～18:30）	500円/日				
早朝保育 （7:30～8:30）	1,000円/月	1,000円/月		1,000円/月	
夕方保育 （16:30～18:30）		2,000円/月		2,000円/月	
給食費	600円/月（主食） 4,500円/月（副食）				
教育環境充実費	2,000円/月				
通園バス利用料金	1,400円/月（片道利用） 2,800円/月（往復利用）				
バス協力費	600円/月				
父母の会費	200円/月				

※ 別途、園服・制帽、保育用品等の負担が必要になります。

河北幼稚園（1号認定のみ）

項目	金額	備考
入園料	25,000円（入園時）	施設管理、維持費
入園検定料	2,000円（入園申込時）	入園事務手数料
給食費	5,000円/月（3・4歳児） 5,400円/月（5歳児）	おかず給食、牛乳提供
バス協力費	500円/月	園外保育（毎月）
通園バス利用料金	1,400円/月（片道利用） 2,800円/月（往復利用）	
保護者会費	1,000円/月	保健衛生費等
預かり保育料	月～金曜日：280円/日 第1・3・5土曜日：550円/日 第2・4土曜日、長期休暇：1,100円/日	

※ 別途、園服・制帽、保育用品等の負担が必要になります。

ちびっこ園（3号認定のみ）

項目		金額	備考
行事にかかる費用		5,000 円/年 (初回保育料と併せて徴収)	ひなまつり、お楽しみ会、ハロウィン、節分、お別れ会等にかかる分
延長保育料	月極契約	30 分ごと 3,000 円/月	※詳細は園へお問い合わせください。
	月極契約以外	30 分ごと 500 円/回	
衛生費		0歳児：800 円/月 1歳児：500 円/月 2歳児：300 円/月	薬品・オムツ処理・環境整備等

チャイルド第二ホーム・チャイルドホーム（3号認定のみ）

項目	金額	備考
延長保育料	472 円/30 分	※詳細は園へお問い合わせください。

幼児教育・保育の無償化について

認定こども園、幼稚園等の保育料（利用者負担額）

- 3歳児から5歳児の全ての子どもの保育料が無償化
- 0歳児から2歳児の子どもは、町民税非課税世帯が無償化
 - ・ 無償化の期間は、満3歳になった後の4月1日から小学校就学前の3年間です。幼稚園については、満3歳から無償化の対象となります。
- 無償化に伴い、副食（おかず・おやつ等）の費用は実費負担となります。
 - ・ 年収360万円未満相当世帯の子どもは副食（おかず・おやつ等）の費用が免除されます。
- 保育料、副食費ともに第3子以降の子どもは無料です。

預かり保育（1号認定の子ども）

- 共働き世帯（※）の子どもなど、保育の必要性の認定がある3歳児から5歳児（小学校就学前）までの利用料が月額11,300円まで無償化
 - ・ 利用日数に応じて1日あたり450円、月額11,300円まで無償化
 - ・ 満3歳（3歳になった日から次の3月31日まで）の町民税非課税世帯は、月額16,300円まで無償化
 - ※就労時間が両親ともに月64時間以上の勤務

計算方法

- ・ 月毎に利用日数×日額単価（450円）で計算し、利用料と比べて額の低いほうが無償化の対象となります。

計算のイメージ

	利用料	利用日数	日額単価	上限額	無償化対象	実質負担額
①	400円/日	20日	450円/日	9,000円	8,000円	0円
②	10,000円/月	18日	450円/日	8,100円	8,100円	1,900円

①前提1：ある園の預かり保育利用料設定 400円/日

前提2：ある園児の利用日数 20日

利用実額 8,000円 < 上限額 9,000円 ⇒ 8,000円を支給 ⇒ 実質負担額 0円

②前提1：ある園の預かり保育利用料設定 10,000円/月

前提2：ある園児の利用日数 18日

利用実額 10,000円 > 上限額 8,100円 ⇒ 8,100円を支給 ⇒ 実質負担額 1,900円

※預かり保育の無償化には申請が必要です。詳しくは後日通知します。

◇ 保育料（利用者負担額）の試算方法 ◇

- ① 父、母それぞれの町民税額を下記の通知書から確認し、合計します。
 - ② ①で算出した額を、9ページの「令和5年度 町の保育料（利用者負担額）表」階層（横のライン）に当てはめ、お子さんの年齢/時間区分（縦のライン）と交差するところが、利用者負担額となります。
- 注 ただし、利用者負担額の算定に用いる所得割額は、税額控除（寄付金税額控除、外国税額控除、配当割・株式譲渡所得割控除、配当控除、住宅借入金控除）適用前の額となります。税額控除されている場合、通知書に表示された税額に税額控除額を足した額となります。
- ◎ 4月～8月は前年度分、9月～3月は当年度分の町民税額で算定した利用者負担額が適用されます。

※1 普通徴収の方の場合（町に直接納付している方です。）

「町民税・県民税 納税通知書」（2枚目）の町民税額/所得割、均等割の表示額【下記の○で囲んだ箇所】（上記の注を必ずお読みください。）

課税計算明細書

通知書番号	個人番号	課税標準額	町民税額	県民税額
所得	雑損・医療	円	円	円
営業等・農業	社保・小規模	円	円	円
不動産	生命保険料	円	円	円
利子	地震保険料	円	円	円
配当	本人障害	円	円	円
給与	扶養障害	円	円	円
雑・総譲・一時	寡婦(夫)・勤労	円	円	円
計	扶養・配偶者	円	円	円
分離長期	配偶者特別	円	円	円
分離短期	基礎控除33万円	円	円	円
山林・株式・先物・分離配当		円	円	円

※2 特別徴収の方の場合（会社から天引きされている方です。）

「給与所得等に係る町民税・県民税 特別徴収額の決定・変更通知書（納税義務者用）」の町/所得割額⑥・均等割額⑦の表示額【下記の○で囲んだ箇所】（上記の注を必ずお読みください。）

平成 年度 給与所得等に係る町民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）

所得	給与収入 給与所得 その他の所得計	主たる給与以外の合算所得区分 総所得金額①	課税標準 総所得③ 山林所得 分離短期譲渡 分離長期譲渡 株式等の譲渡 上場株式等の配当 先物取引	税額 税額控除額④ 所得割額⑥ 均等割額⑦
所得控除	雑損 医療費 社会保険料 小規模企業共済 生命保険料 地震保険料	障・寡・勤 配偶者 配偶者特別 扶養 基礎 所得控除合計②	控除 老齢 障害 基礎 その他 配偶者 寡婦 勤労 所得 控除 合計⑧	税額 税額控除額④ 所得割額⑥ 均等割額⑦ 特別徴収税額⑧ 控除不足額⑨ 既充当額⑩ 既納付額⑪ 変更前税額⑫ 増減額(⑧-⑫) 変更月